

## 金融商品取引業に係る事業の一部の譲渡の公告

当社は、イトーピア・アセットマネジメント株式会社（住所 東京都港区北青山二丁目十二番十六号）に対して、平成二十三年十一月一日をもって、当社の金融商品取引業に係る事業の一部である不動産信託受益権を対象とする第二種金融商品取引業に係る事業（当該事業に関連する事業を含みます）及び不動産信託受益権を対象とする投資助言・代理業に係る事業（当該事業に関連する事業を含みます）並びに不動産関連特定投資運用業に係る事業（当該事業に関連する事業を含みます）を譲渡することいたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

なお、金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

平成二十三年九月三十日

東京都港区北青山二丁目十一番三号

ITCインベストメント・パートナーズ株式会社

代表取締役社長 大林 政昭